

北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書

令和3年11月

北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会

北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書

第1章	はじめに	1
第2章	事実経過等	2
2-1	職員の経歴等	
2-2	事実経過等	
第3章	北海道開発局の対応	5
3-1	これまでの対応	
3-2	事案発生後の対応	
第4章	不正事案発生の要因	16
4-1	事務所長等に求められるコンプライアンス意識の欠如	
4-2	管理職員等と事業者等との不適切な関わり	
4-3	入札手続における運用面の課題	
4-4	不正を未然に防げなかった職場環境	
第5章	再発防止策	21
5-1	事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化	
5-2	管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化	
5-3	入札手続における運用面の見直し	
5-4	不正の芽を見逃さない職場環境づくり	
第6章	おわりに	29

第1章 はじめに

令和3年7月26日、札幌開発建設部技術管理官であった職員（以下「職員A」という。）が、旭川開発建設部土別道路事務所長在職中の令和2年度の発注業務に関して、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示するなど、入札の公正を害する行為を行ったことにより、刑法（公契約関係競売入札妨害）及び入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑で、北海道警察に逮捕された。（以下「本事案」という。）

北海道開発局は、入札談合事案等の不祥事を契機に、平成21年にコンプライアンス推進計画の前身となるコンプライアンス強化計画を策定し、10年以上の長きにわたり組織全体でコンプライアンスに関する取組を実行してきた。

今般、コンプライアンスの保持の取組を率先垂範すべき管理職員が自ら不正行為に関わっていたことが明らかになったことは、国民からの信頼を大きく裏切るものであり、極めて遺憾である。国家公務員、とりわけ管理職員は、国民の税金を扱い、国民の信託に応える使命をもつ国の機関の職員としての責任の重さを改めて自覚し、国民全体の奉仕者として服務規律を遵守するとともに、高い倫理観を持って公正に職務を遂行することが求められる。このような観点から、本事案の原因究明を行い、あらゆる手段を尽くして再発防止に努め、国民からの信頼を回復していかなければならない。

「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」では、強い危機感を持って、従来のコンプライアンスに関する取組は十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識に問題はなかったか、情報管理のあり方に瑕疵がなかったかを含め、徹底して本事案発生要因を考察し、二度と本事案のような不正事案を起こさないための再発防止策の検討を進めてきた。

今般、本事案の事実経過や職員からの意見等を基に本事案の発生要因を整理し、再発防止策を取りまとめたので、ここに報告する。

令和3年11月5日

北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会
委員長 向田直範

第2章 事実経過等

本事案について、公判において明らかになった事実(以下「公判事実」という。)及び職員Aからの聞き取り(以下「聞き取り」という。)によれば、事実経過は、概ね以下のとおりである。

2-1 職員の経歴等

職員Aは、昭和57年に旧北海道開発庁北海道開発局(現在の国土交通省北海道開発局)に採用された。専門分野は土木であり、採用以降、主に道路事業に関係する部署での勤務が多かった。

その後、職員Aは、平成28年4月に網走開発建設部道路計画課長に昇任した。公判事実及び聞き取りによれば、職員Aが本事案で共犯とされている相手方事業者(以下「甲社」という。)の社長(以下「社長B」という。公契約関係競売入札妨害罪で懲役1年6月の判決(執行猶予3年))と面識を持つようになったのは、この時からであった。

平成30年4月、職員Aは、旭川開発建設部富良野道路事務所長に昇任し、平成31年1月、同部士別道路事務所長に異動した。職員Aは、同事務所の業務を総括する職務を担っており、同事務所の通常指名競争入札における指名業者名等の入札に関する秘密を職務上知り得る立場にあった。ここで、本事案が発生し、後に北海道警察に逮捕されることとなった。

2-2 事実経過等

公判事実及び聞き取りによれば、平成28年、網走開発建設部道路計画課長であった職員Aは、元上司である知人(以下「知人」という。)から飲食に誘われ、網走市内の居酒屋で、同氏から社長Bを紹介され、飲食を共にした。その後、職員Aは、平成28年4月から平成30年3月までの間、初回を含めて4~5回(1回当たり飲食代金4千円程度)、知人及び社長Bと飲食を行った。自身の飲食代金の支払いについて、職員Aは、知人が社長Bが支払っていると思っていたと述べている。

また、公判事実及び聞き取りによれば、職員Aは社長Bから中元歳暮として3千円相当の缶ビールギフトセットを、平成28年11月と平成29年7月の2回受領していた。これらの行為時に社長Bは職員Aの利害関係者には該当していなかったものの、これらの行為は、利害関係者以外の者から社会通念上相当と認められる程度を超えて飲食接待及び財産上の利益の供与を受けたこととして、国家公務員倫理規程(以下「倫理規程」という。)第5条第1項に違反する行為であった。職員Aは、自身の公判において、適切な行為ではなかったと供述している。また、聞き取りの中で、「中元歳暮を返品しなかった理由は、返すのは相手に失礼かと思いましたが、今思えば返すべきでした。」と述べている。

平成30年4月、職員Aは、旭川開発建設部富良野道路事務所長に昇任し、平成31年1月、同部士別道路事務所長に異動した。

公判事実によれば、令和2年4月上旬（社長Bは自身の公判で同年4月14日と供述）、社長Bが旭川開発建設部士別道路事務所（以下「士別道路事務所」という。）を訪れ、職員Aに対して、今年の発注業務はあるか尋ね、それに対し、職員Aは、まだ決まっていないが、美深道路の関係で凸凹を直す検討を考えていると回答した。聞き取りによれば、職員Aは、当時の対応について、「(伝えたことは) 具体性のない内容であり、発注前の秘密情報には当たらないと認識していた。」と述べている。

公判事実によれば、同年6月上旬、社長Bは電話で職員Aに対して、美深道路の業務（正式な業務名は「一般国道40号美深町美深道路補修設計業務」。以下「本件設計業務」という。）の指名業者に自社が入っているかを尋ね、それに対し、職員Aは、旭川開発建設部管外の業者も入っており、甲社が入っているかもしれないとの回答をした。職員Aの回答を受けて、社長Bは、株式会社乙（以下「乙社」という。）が入っているかと確認してきたので、職員Aは、入るかもしれないとの回答をした。社長Bは、できれば乙社を外してもらえないかと発言した。聞き取りによれば、職員Aは、「社長Bは他の指名業者を聞き、自社の応札額を決める参考としていると考えた。乙社については指名業者に入っていれば調査基準価格に近い価格で入札することが想定されるので、自社の応札額も低く設定せざるを得ないため、除外してほしいと言っていると考えた。」と述べている。北海道開発局発注者綱紀保持規程（以下「発注者綱紀保持規程」という。）では、落札者決定前における競争参加業者名を発注担当職員¹以外の者に教示してはならないとされている。この時の職員Aの対応は、発注者綱紀保持規程に違反する行為であった。

公判事実及び聞き取りによれば、同年6月11日午前、社長Bが士別道路事務所の所長室を訪れ、職員Aに対して、乙社を指名業者から外すよう改めて依頼した。

公判事実及び聞き取りによれば、職員Aは、同日午前の社長Bとの対応後、同日午後に、指名業者選定案を確認した。職員Aは、本件設計業務は高い技術力を必要とする業務であることから、優秀な業者に受注してもらいたいと考えたと供述している。職員Aは、指名業者を10者に絞り込む指標として、より技術力

¹ 発注担当職員：工事等の発注計画から契約に基づく支払までの入札契約に関する事務に従事する職員及びそれらの決裁に関わる職員

の高さを評価できる「条件該当成績評定点」（以下「成績評定点」という。）を採用することとし、指名業者選定案の作成者であった士別道路事務所副所長（以下「事務所副所長」という。）に対して、成績評定点を採用した指名業者選定案への修正を指示した。なお、事務所副所長については、職員Aからの指示について、通常の業務処理として対応しており、不正な行為への関与はなかった。こうして、成績評定点を採用することにより、乙社は指名業者から外れることとなった。同日夕方、職員Aは、電話で社長Bに、発注を予定している通常指名競争入札の業務名、乙社が指名業者から除外された指名業者選定案等を教示した。職員Aは、聞き取りの中で、この時の対応について、「（社長Bからの問いかけを受け）法に抵触するとの認識はあったが、一瞬のことで、つい答えてしまった。」と述べている。

同年7月16日、士別道路事務所が発注した本件設計業務の通常指名競争入札において、社長Bが経営する甲社が落札した。

職員Aの通常指名競争入札に係るこれらの行為は、刑法（公契約関係競売等入札妨害）及び官製談合防止法に違反する行為であった。

令和3年7月26日、札幌開発建設部技術管理官に異動していた職員Aは、旭川開発建設部士別道路事務所長在職中の非違行為について、公契約関係競売入札妨害及び官製談合防止法違反の容疑で、北海道警察に逮捕された。同年10月8日に行われた第1回公判において、職員Aはこれらの起訴事実を認めた。

公判事実及び聞き取りによれば、職員Aは、公正な入札を害する行為について、法律に抵触するとの認識はあったものの、社長Bから執拗に依頼され、無下に断れなかったことを、再三にわたり供述している。職員Aの判決によれば、職員Aが社長Bからの働きかけに応じた背景には、網走開発建設部道路計画課長在職時に飲食接待を受けるなどしていた人的関係があったことを指摘されている。また、職員Aは、社長Bが経営する甲社について、「北海道開発局優良工事等表彰も受けており、技術力の高さを評価し、信頼を置いていた。」と述べている。

一連の過程において、職員Aは、社長Bから、発注見通しや落札者決定前の競争参加業者名を問われるなど不当な働きかけを受けていた。発注者綱紀保持規程において、事業者等²から不当な働きかけを受けたときは、速やかに所属長等を通じて所属部長に通報するとともに、発注者綱紀保持担当者等に通報しなければならないとされているところ、この時の職員Aの対応は、この通報義務についても違反していた。

² 事業者等：個人を含む事業者及び国土交通省所管の事務・事業に関わる事業者団体

第3章 北海道開発局の対応

3-1 これまでの対応

国土交通省では、工事の発注をめぐり、過去に不正事案が発生してきたことを踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策を強化してきた。

北海道開発局においても、発注事務等に関する法令の遵守・綱紀の保持を図るとともに、コンプライアンスを組織に定着させる取組も繰り返し実施してきた。

3-1-1 北海道開発局発注者綱紀保持規程に基づくこれまでの取組

北海道開発局では、平成18年4月に発注者綱紀保持規程を制定し、平成19年3月に同規程に基づく北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル（以下「発注者綱紀保持マニュアル」といい、発注者綱紀保持規程と併せて「発注者綱紀保持規程等」という。）を制定し、発注担当職員の責務、秘密の保持、事業者等との応接方法、内部通報等の仕組みを明らかにした。

その後も、発注者綱紀保持規程等の改正を行い、発注事務等に関する法令の遵守・綱紀の保持を図ってきた。

3-1-2 北海道開発局コンプライアンス推進計画に基づくこれまでの取組

平成21年以降、北海道開発局本局（以下「本局」という。）に北海道開発局長（以下「局長」という。）を本部長とする「北海道開発局コンプライアンス推進本部」、各開発建設部に開発建設部長を本部長とする「開発建設部コンプライアンス推進本部」をそれぞれ設置し、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組むとともに、法令遵守はもとより北海道開発局に期待される社会的使命の達成への意識を高めることを目的として、「北海道開発局コンプライアンス推進計画」（以下「コンプライアンス推進計画」という。）を毎年度策定し、これまで10年以上にわたり、コンプライアンスを組織に定着させる取組を繰り返し実施してきた。

令和3年度においても、以下のとおり、コンプライアンス推進計画に基づき、過去の不祥事を教訓として各種取組を風化させることなく継続して取り組むとともに、新たな状況に的確に対応する力を養うことを旨とし、職員の意識改革及び風通しの良い組織風土づくりを進めている。

（1）基本的な取組

法令・ルールの確認と実践として、局長及び開発建設部長がコンプライアンス宣言等を行い、職員の先頭に立ってコンプライアンス推進計画に基づく取組を率先して実施するとともに、職員に対し、コンプライアンス講習や研修などを通じて、必要な情報提供、普及啓発等を実施している。また、リス

クマネジメントの取組として、全ての課所において、発生頻度が高いリスクにどのように対処すべきか等を取りまとめたリスク対応表から、課所の業務内容に関係するリスクを選択し、年間を通じて当該対応表を活用したリスクへの対応を実施することに加え、課所長が、職員からリスク対応の実施状況や課題を聞き取るという点検（以下「リスク点検」という。）を実施している。

（２）過去の入札談合事案等を踏まえた再発防止対策

過去の不正事案等を踏まえた再発防止対策として、入札書と技術資料の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保等を、国土交通省及び他機関の動向等を踏まえ、継続して実施している。また、発注者綱紀保持等に関する意識を高めるため、コンプライアンス講習及びeラーニングの実施に際して、入札談合等に関与した場合には厳正な懲戒処分や刑事処罰等がなされることや、発注者綱紀保持規程違反を知った職員は通報義務を負うこと、通報を怠った場合には処分されることがあり得ることなどについて、職員に周知徹底を図っている。

（３）服務規律の確保・倫理の保持

公務員倫理に対する意識の徹底として、公務員の倫理規範に触れる行為による不祥事が発生した場合、職員のみならず組織全体に対する社会的批判を招くことについて、職員への意識・認識の浸透を図っている。具体的には、職場内ミーティング、コンプライアンス通信の発行、eラーニング、研修等を実施している。

（４）公文書管理及び情報管理の適正の確保

国土交通省文書管理規則に基づく行政文書管理、情報セキュリティポリシー及び個人情報の適切な管理の徹底を図るため、全職員を対象としたeラーニングや、必要に応じた情報提供、点検、指導等を実施している。

（５）北海道総合開発計画の推進を通じた職員の意識改革

北海道開発局が実施する事業に係る説明会や現場見学会、内・外への情報発信などを通じて、職員一人一人が自らの業務と北海道総合開発計画の関連を考え、業務の意義を再認識することで、職員の意識や使命感を高めることにつなげている。

(6) 風通しの良い組織風土づくり

不正の発生しにくい組織風土づくりを図るため、職場内ミーティングや幹部の現場訪問など組織内コミュニケーションの活性化に取り組むとともに、働きやすい健全な職場づくりに向け、超過勤務縮減や職場環境の改善などに取り組んでいる。

3-2 事案発生後の対応

3-2-1 事案発生後実施した緊急的な措置

(1) 緊急幹部会議等の開催及び局長から全職員に向けたメッセージの発出

令和3年7月26日、職員Aが官製談合防止法違反等の容疑で逮捕されたことを受け、北海道開発局では、同日に、本局で緊急幹部会議及び緊急開発建設部長会議を、各開発建設部では緊急事務所長会議を開催した。これらの会議において、綱紀保持の徹底並びにコンプライアンス推進計画及び発注者綱紀保持規程に基づくルールへの遵守徹底を指示した。

また、同日、局長から、全職員向けに本事案の原因究明と再発防止策の立案及び実施についてメッセージを発出した。

(2) 入札・契約手続運営委員会の構成員に対するコンプライアンス遵守の徹底を指示

本事案を受けて、局長から、各開発建設部の入札・契約手続運営委員会（以下、「入契委員会」という。）の構成員に対して、発注事務に関する不正行為の未然防止及び綱紀の保持に努めること並びにコンプライアンス遵守の更なる徹底について指示した。

(3) 通常指名競争入札手続の停止

本事案の再発防止策が策定されるまで通常指名競争入札手続を停止するとともに、緊急的に実施する必要がある業務については、簡易公募型競争入札手続に移行し、対応した。

3-2-2 検討委員会の設置及び検討（第1回、第2回）

本事案の原因究明と再発防止の検討を行うため、外部の有識者の参画を得て、「北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を令和3年7月30日に設置し、検討を行ってきた。

(1) 第1回検討委員会 (令和3年8月6日 (金))

本事案を踏まえた当面の課題について審議を行った。

【主な意見】

- ・ 通報窓口はしっかり活用されているのか。
- ・ 事務所長に対するコンプライアンスの講習はどのようになっているのか。
- ・ 指名業者名の情報漏えいはやってはいけないこと。これまでのコンプライアンスの取組の想定を超えている。
- ・ 指名業者の選定条件や入札結果について、不自然なところはなかったのか。その検証はなされているのか。
- ・ 業者との飲食に関するルールはどうなっているのか。
- ・ 事実関係が分かった段階で再発防止策などの議論をすすめていくべき。
- ・ 通常指名競争入札の業者選定の過程を聞くと、客観的なデータに基づいて選定しているように思えるが、事実関係をしっかり確認して検証する必要がある。

(2) 第2回検討委員会 (令和3年8月31日 (火))

本事案を踏まえ、速やかに実施すべき当面の取組等について審議を行った。

【主な意見】

- ・ 裁判が行われていない中で、現時点では詳細はわからないが、事案の経緯や背景が今後の再発防止策検討の大きな論点となる。
- ・ 本事案における指名業者選定のプロセスについてしっかり検証していくべきではないか。
- ・ 当面の対応として、通常指名競争入札手続を一旦停止としているが、今後の対応をどう考えるか。
- ・ 通常指名競争入札の適用範囲等についても、検証を行っていくべきではないか。
- ・ 今回は事務所長という現場トップの行為であり、モラルや倫理観を求めてきた中で裏切られたもの。今後、これらの倫理観やモラルをどう維持していくかが重要。
- ・ 一方、モラルと共に入札契約システムで補うことも重要。

3-2-3 再発防止策策定までの当面の措置

本事案を受けて、入札契約業務については、入札の公正を確保する観点からコンプライアンスの保持が強く求められており、特に、事業者等との応接ルール、発注事務に関する秘密保持については、職員に対して、改めて周知徹底を図るとともに、理解の定着を促進する必要がある。さらに、再発防止策として、実施可能なことから直ちに着実に取り組む必要があることから、第2回検討委員会での審議を受けて、以下の取組を行った。

(1) 事業者等との応接ルールの徹底

国民からの疑惑や不信を招かないようにするため、また、発注事務に関する秘密の漏えい防止を図るため、事業者等との応接ルールの徹底に関して、以下のとおり対応した。

- ・事業者等との応接に係るルールの周知徹底。
- ・本局及び開発建設部の幹部（以下「幹部職員」という。）並びに事務所長等³への訪問の際には、秘書又は総務担当（以下「総務担当等」という。）の受付窓口の経由を求めるとともに、その旨を掲示。

(2) 発注事務に関する秘密の保持の徹底

発注事務に関する秘密の保持を徹底するため、局長から職員に向けた文書を発出するとともに、イントラネットの掲載情報を拡充し、周知徹底を図った。

特に、全課所の発注担当職員に対しては、職場内ミーティングの場において、発注者綱紀保持規程等の発注事務に関するルールの遵守や情報管理について周知徹底を図った。

(3) 入札契約業務を担当する管理職員等を対象としたコンプライアンス講習会、eラーニングの実施

本事案を踏まえ、本局、開発建設部本部、事務所等⁴の情報管理の重要性、公務員倫理等への理解を深めるため、入札契約業務を担当する管理職員等を対象に、コンプライアンス講習会を実施した。その後、理解の定着を図るために、eラーニングを行った。

(4) 関係業界団体へのコンプライアンスの取組等に係る要請

事業者等に対して、北海道開発局職員と事業者等との間の応接ルールを周知するとともに、コンプライアンスの意識が浸透するよう、取組の推進を要請した。

³ 事務所長等：事務所長、事業所長及び管理所長

⁴ 事務所等：事務所、事業所及び管理所

3-2-4 再発防止策検討のための緊急点検

(1) コンプライアンスに関する点検

これまで北海道開発局が取組を積み重ねてきた中で、管理職員による不正事案が発生したことを非常に重く受け止め、これまでの取組が十分であったのか、改めて顧みる必要があることから、コンプライアンス推進計画や入札契約の情報管理に関する取組やルールは徹底されていたのか、また、それらの考え方や取組・ルールが十分浸透していたのか、具体的にどのように取り組まれていたのか等について点検を行った。

①コンプライアンスの取組に係る点検

本局、開発建設部本部及び事務所等の全課所を対象として、コンプライアンス推進計画や発注者綱紀保持規程等に基づく取組が行われているか点検を行った。

その結果、コンプライアンス推進計画の各項目について、全ての課所において取り組まれており、発注者綱紀保持規程等の各項目についても、発注事務に関する業務を行っている全ての課所において取り組まれていることが確認できた。

なお、一部の課所では、コロナ禍で職場内ミーティングを控え、職員との情報共有の手段をメール等に変えていた。また、職員周知用の資料の一部が活用しにくいという意見があった。

②北海道開発局長と事務所長等との面談

局長が事務所長等を対象としてWebにより面談を行い、コンプライアンス保持及び綱紀粛正の徹底とともに、取組状況の確認を行った。

多くの事務所長等から、本事案を驚きをもって受けとめ、残念との声があった。再発防止に向けた提案として、コンプライアンスの取組継続、事務所と本部とのコミュニケーションの強化、関係業界団体に対する再発防止等の依頼などがあげられた。

また、事業者等との応接ルールの実態を確認したところ、総務担当等を経由させた上で対応するなど概ね徹底されていたが、事務所の建物構造上、総務担当等を経由することなく直接所長室に事業者等が入室できる事務所もあることが分かった。分任支出負担行為担当官（支出負担行為担当官である開発建設部長の事務の一部を分掌する会計機関であり、事務所長のこと。以下「分任官」という。）発注における指名業者の選定等については、指名審査基準に基づき共通的な取扱いが行われている一方で、開発建設部間、開発建設部内の事業部門間で運用が異なっている状況が確認できた。

③事務所長等を対象としたコンプライアンスの認識等に係る点検

事務所長等を対象に、コンプライアンスの考え方が十分に浸透しているか、特に入札契約の情報管理の重要性が十分に理解されているかなどの認識等について聞き取りを行った。

その結果、発注者綱紀保持規程や官製談合防止法に係る事務所長等の理解度は高いことが分かった。事務所長等の役割として期待されるのは、部下職員の規範となること、ルールに基づく事業者等との毅然とした対応の実践等といった意見があげられた。また、開発建設部幹部との定期的なコミュニケーション不足について指摘の声があった。

④職場内ミーティング（課所単位）の実施

本局、開発建設部本部及び事務所等において、課所単位で職場内ミーティングを実施し、コンプライアンスの取組の周知徹底を図るとともに、職員が感じている倫理意識、事業者等との応接、職務環境、入札契約の情報管理などに関して意見交換を行った。

その結果、北海道開発局職員の倫理意識は浸透しているものの、管理職員による不正事案だったことを踏まえ、管理職員に対する指導・教育が必要であること、職員数の減少により応接時や現場打合せ時において複数の職員による対応が困難となっていることなどが課題としてあげられた。

⑤職場内ミーティング（開発建設部幹部）の実施

全ての開発建設部において、事務所長等に対して指導・統制等を担う職責を有している開発建設部幹部が、事務所長等に対するこれまでの指導等に問題はなかったか顧みるとともに、再発防止に向けた実効性のあるコンプライアンスの取組について意見交換を行った。

その結果、コンプライアンスに関する知識が不足する事項の洗い出しとフォローアップ、事業者等との応接ルールの徹底、分任官発注に関する監視強化、通常指名競争入札の改善、事務所長等とのコミュニケーション強化など再発防止に向けた提案があげられた。

⑥職員の通報制度の点検

本局、開発建設部本部及び事務所等を対象として、内部及び外部からの不当な働きかけについて、職員の通報義務及び通報窓口を職員に対し周知徹底を図るとともに、通報しやすい仕組みになっているかなどを点検した。

その結果、通報義務、通報窓口等について、ほぼ全ての職員が認識していることを確認した。また、通報の支障になる点として、確定的な証拠がないと通報は困難であること、通報者の保護を徹底する必要があることなどに関して多くの開発建設部から意見があった。

発注者綱紀保持担当弁護士からも、外部窓口の方が心理的に通報しやすいとの指摘があった。

(2) 入札契約手続に関する点検

本事案は、分任官発注の通常指名競争入札において、事務所副所長が指名業者選定案を作成し、業者名がマスキングされていない資料を用いて、事務所長である職員A及び開発建設部本部による事前確認を経た上で、事務所の入契委員会で指名業者を決定するという一連の流れの中で生じた情報漏えいに係る不正事案である。

このことを踏まえ、指名業者選定に関するプロセスの中で、「どのように指名業者選定案が作成されているのか」、「誰が指名業者選定案の業者名を知り得たのか」、「指名業者選定案の確認体制はどうであったのか」について、開発建設部本部及び事務所を対象に点検を行った。

①入札契約手続に関する規程等の遵守に係る点検

通常指名競争入札に関して、発注者綱紀保持マニュアルや「入札・契約手続運営委員会運営要領」（以下「入契委員会運営要領」という。）等の規程に基づく運用が適切に行われているか、下記の3つの事項について確認を行った。

a 分任官発注における指名業者選定案の作成

指名業者選定案の作成については、大半の事務所において、開発建設部本部が指名業者選定案を作成し事務所に通知している、又は事務所が指名業者選定案を作成し開発建設部本部に確認を求めているなど、開発建設部本部が一定の関与をしていることが分かった。

一方で、指名業者選定案の作成方法や作成者については、開発建設部や事業部門により異なっており、運用が統一されていないことが分かった。

b 指名業者選定案のマスキング状況

通常指名競争入札におけるマスキング実施のルールが無かったことから、分任官発注を行っている全ての事務所において、指名業者選定案における業者名のマスキングを実施していなかった。また、全ての開発建設部本部においても、マスキングを実施していなかった。

そのため、入契委員会の構成員であれば、指名業者選定前の段階で指名業者選定案の業者名を知ることができる状況となっていることが分かった。

c 入札・契約手続運営委員会の構成

入契委員会運営要領においては、事務所の入契委員会の構成員を役職で規定しており、分任官発注を行っている事務所のうち半数以上は所定の構成員を充足していたが、残りの事務所については、事務所の組織縮小により、所定の構成員を充足することができない状況となっていることが分かった。

②入札契約手続に関する規程等の課題に関する点検

発注者綱紀保持マニュアルや入契委員会運営要領等の規程等について、現在の運用や再発防止の観点から課題がないか確認を行った。

a 北海道開発局発注者綱紀保持マニュアル（平成19年3月23日作成）

本マニュアルは、発注者綱紀保持規程のポイントを解説するとともに、具体的な取組事項を記載しているものである。この中で、入札参加業者名や発注見通し等の入札関連情報の情報管理の方法について、当面、工事契約に関する発注事務に限り適用するとされており、業務契約はその対象とされていなかった。

b 工事の競争入札における入札参加者名の漏洩防止等について（平成26年3月25日付け事務連絡）

本事務連絡は、入札参加者名及び技術審査結果等の漏えい防止の観点並びに恣意的な技術審査の排除の観点から、その取扱いについて定めたものである。これによると、入札参加者名の漏えい防止等を図るため、入札参加者名をマスキングすることが定められているが、その対象は競争入札を行う全ての工事契約とされており、業務契約は対象とされていなかった。

c 建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用について（平成7年4月3日付け通達）

本通達は、通常指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準に関して、具体化及び明確化による透明性のより一層の確保を図ることを目的として、その運用基準を定めたものである。これによると、指名業者選定に当たっての判断項目は定められているが、当該判断項目に対する評価の優先順位などについて定めがなく、恣意性を排除し、客観性・透明性を確保する観点で課題があることが分かった。

- d 入札・契約手続運営委員会運営要領(平成17年12月22日付け通達)
本要領は、入契委員会の運営に係る取扱いを定めたものであるが、入契委員会運営要領に定める入契委員会の所定の構成員について、事務所の組織縮小により、構成員を充足することができない状況になっており、同要領と事務所の実態が乖離していることが分かった、

上記の点検のほか、職場内ミーティング等において、通常指名競争入札に関する主な意見として、恣意性が排除された指名業者選定基準が必要であること、入契委員会による厳格なチェックが必要であること、指名業者選定の考え方を公表することが必要であること等の意見があった。

3-2-5 検討委員会による検討(第3回、第4回)

(1) 第3回検討委員会(令和3年10月29日(金))

公判及び緊急点検等の実施状況の報告を受け、再発防止策の方向性について審議を行った。

【主な意見】

- ・業者との付き合い方のルールがしっかり守られていたなら、業者につけ込まれることはなかったのではないか。この点を再発防止策で強調していただきたい。
- ・いろいろ策を講じて、結局は行為者の意識のありようなので、再発防止策5-1「事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化」は特に重要。
- ・指名競争入札制度自体に不正を招く構造的な欠陥があるわけではないので、報告書作成に当たっては、その点にも留意すべき。
- ・指名業者選定案が外部に出るということが問題であり、発注に係る秘密情報の漏洩に対しては神経を使って徹底してほしい。発注に係る秘密情報を扱う担当者は特に注意が必要。
- ・指名業者選定案の業者について、今回の透明性の確保により恣意的な入れ替えができなくなるのであれば十分な対策である。
- ・指名審査基準の客観性・透明性の確保に関して、策定や公表の際には指名業者が容易に類推されないような対応が必要。
- ・報告書の構成についてはこれで良いのではないかとと思われる。

(2) 第4回検討委員会（令和3年11月5日（金））

これまでの検討会での検討内容を踏まえた本事案発生の要因及び再発防止策等について、取りまとめの審議を行った。

【主な意見】

- ・再発防止策としては十分な内容。これに基づきしっかりと取り組まれない。
- ・通報制度が機能し、通報の内容が定期的に職員に情報共有されることで、職員の意識向上につながっていく。
- ・職場の風通しを良くし周囲に相談できる環境を作ることが大事。
- ・コンプライアンスの取組は終わりが無い問題。現場で何が起きているのか把握することが大事。
- ・今後、不断の見直しを行い、再発防止策が機能しているかしっかりチェックしてほしい。

第4章 不正事案発生の要因

国土交通省では、工事の発注を巡り、過去に不正事案が発生してきたことを踏まえ、累次にわたり再発防止策を講じ、対策の強化を図ってきた。

北海道開発局においても、平成18年に発注者綱紀保持規程を制定・施行し、発注事務に関する関係法令の遵守・綱紀の保持を図ってきた。また、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化に取り組むとともに、法令遵守はもとより北海道開発局に期待される社会的使命の達成への意識を高めることを目的として、コンプライアンス推進計画を毎年度策定し、コンプライアンスを組織に定着させる取組を繰り返し実施していた。

しかしながら、今回、かかる取組を率先垂範すべき管理職員が、自ら不正行為に関わっていたことが明らかになったことは、国民からの信頼を裏切るものとして極めて深刻な事態であり、北海道開発局は、この事実を重く受け止め、再発防止に真摯に取り組まなければならない。

(本事案の特徴)

第2章で詳述したとおり、本事案は、事務所長の職にあった職員Aが社長Bから本件設計業務に関し、特定の業者を指名業者から除外するよう依頼を受け、当該業者を除外した指名業者選定案を事務所副所長に作成させ、指名業者選定案等の入札に係る秘密情報を漏えいした事案であり、このことにより本件設計業務の入札の公正を害し、罪を問われたものである。公判事実及び北海道開発局による事情聴取等によれば、職員A以外の職員が本事案の不正に関わった事実は確認されていないことから、職員Aによる不正行為であり、組織的な関与はなかったといえる。

職員Aは、入札の公正を害する行為について、法律に抵触するとの認識はあったものの、社長Bから執拗に依頼され、無下に断ることができなかったことを再三にわたり供述している。その背景には、職員Aが社長Bから網走開発建設部道路計画課長在職時に複数回飲食接待を受けたことなどの職員Aと社長Bの関わりがあった。また、社長Bは職員Aが異動した後も職員Aを往訪して関係を維持していた。さらに職員Aは、社長Bが経営する甲社の技術力の高さを評価し信頼を置いていた。

また、職員Aは、入札の公正を害する行為及び倫理規程に違反する行為に加え、発注者綱紀保持規程が規定する不当な働きかけに係る通報義務も遵守していなかった。これら一連の行為からは、事務所を代表してコンプライアンスの取組を率先垂範すべき事務所長であった職員Aは、事務所長という職責の重さ

に対する自覚や事務所長に求められるコンプライアンス意識が欠如していたことが窺われる。

さらに、職員Aが関与していた本件設計業務の入札手続に関しては、指名業者選定前の段階において、業者名のマスキングを実施していなかったことから、事務所長である職員Aが指名業者選定案の業者名を知り得たことなどを踏まえると、入札手続における運用面の課題があったことが窺われる。

(四つの発生要因)

これまで得られた事実経過や緊急点検の結果等を整理すると、本事案の発生要因としては、以下の4点が挙げられる。

- ・事務所長等に求められるコンプライアンス意識の欠如
- ・管理職員等と事業者等との不適切な関わり
- ・入札手続における運用面の課題
- ・不正を未然に防げなかった職場環境

以下、各々について具体的に示す。

4-1 事務所長等に求められるコンプライアンス意識の欠如

4-1-1 事務所長による不正行為

職員Aは事務所長という要職にありながら、情報漏えいなどの違法行為を起こすに至ったものであり、コンプライアンス意識が欠如していたと言わざるを得ない。事務所長は、業務全般を総括する最高責任者であり、公私にわたり高いコンプライアンス意識を保持し行動することが強く求められる。

4-1-2 事務所長等に対する研修等の取組不足

これまでも事務所長等に対するコンプライアンスの取組は、各開発建設部における課所長会議等を通じてコンプライアンス推進計画の周知徹底を図るなどを適宜実施しているものの、事務所長等に焦点を当てた取組は、事務所長就任年度に参加が義務付けられている管理研究会（管理職員を対象とした研修の一つ）が該当する程度であり、事務所長等のポストの特性に応じた研修等の機会が不足していたといえる。

4-1-3 開発建設部と事務所とのコミュニケーション不足

職員Aは、社長Bからの不当な働きかけがあったことについて、発注者綱紀保持規程に基づき上司である旭川開発建設部幹部に通報することも、相談することもなかった。日頃から、事務所長等と開発建設部幹部との間で円滑なコミュニケーションが取られていれば、迅速に通報がなされ不正行為防止の一助になったかもしれず、普段のコミュニケーション不足を指摘せざるを得ない。緊

急点検においても、事務所長等からは開発建設部幹部との定期的なコミュニケーションを図ることの重要性を指摘する声があがっていた。

4-2 管理職員等と事業者等との不適切な関わり

4-2-1 業務外における事業者等との不適切な関わり

職員Aは、土別道路事務所在職以前に、網走開発建設部道路計画課長という管理職員の立場であった時に、社長Bから飲食に係る接待を受け、中元歳暮を受領していた。飲食については、事業者と4～5回飲食を共にし、自らの飲食代金を支払わず、事業者に飲食代金を負担させていた。また、中元歳暮についても2回受領しており、受領した後に返送することは可能でありながら、相手方に失礼だと結論付けてそのままにしていた。これらいずれの行為も、倫理規程のルールを理解していたにもかかわらず行っており、コンプライアンス意識の欠如と指摘せざるを得ない。このような業務外において繰り返された不適切な接触が、後の不正行為につながっていった一因とも考えられる。

4-2-2 職場における事業者等との応接ルールの徹底不足

事務所長等など個室で執務する職員の事業者等との応接ルールについて、緊急点検の結果によれば、全ての事務所等において、事業者等に事前にアポイントメントを求めるルールは徹底されていたものの、その窓口は統一されておらず、来訪者の把握が不十分であることが明らかになった。改めて応接ルールの徹底が必要である。

4-2-3 事業者等の不十分なコンプライアンス意識

社長Bは繰り返し職員Aへの働きかけを行い、自らが求める入札に係る秘密情報を聞き出していた。社長Bは公契約関係競売入札妨害罪で懲役1年6月（執行猶予3年）の刑が確定している。このことは社会に与える影響も大きく、事業者側のコンプライアンス意識の欠如を指摘せざるを得ない。また、緊急点検結果によれば、事業者等の中には事前のアポイントメント取得や応接ルールを守らない、長時間にわたり滞在するといった事業者がいることが指摘された。そのため、当面の対応として、関係業界団体へコンプライアンスの取組等に係る要請を行ったが、今後、再発防止策の本格実施に当たっては、関係業界団体による協力が不可欠である。

4-3 入札手続における運用面の課題

4-3-1 統一的なルールが未整備

本事案を受けて、入札契約手続に関する緊急点検を行ったところ、通常指名競争入札において、指名業者選定案を作成するに当たって、判断項目ごとの評価の優先順位のつけ方について、客観性・透明性を確保する具体の基準・運用

が整備されていないことが明らかになった。また、指名業者選定案の作成者は、開発建設部や事業部門によって異なり、統一的な運用がなされていないことも明らかになった。このため、具体的な基準を定め統一的なルールの下、恣意性を排除する仕組みを整備する必要があると考えられる。

4-3-2 分任官発注における入札・契約手続運営委員会の構成員の不足

緊急点検の結果によれば、事務所における入契委員会について、事務所組織の縮小の影響もあり、複数の事務所において所定の構成員が充足されていない状態にあることが明らかになった。入札契約手続の客観性・透明性を高める観点から、入契委員会の体制確保の徹底が必要である。また、現状の組織体制に即した規程の整備が必要である。

4-3-3 情報管理の徹底不足

北海道開発局では、通常指名競争入札に係る入札手続において、指名業者選定案に記載された業者名をマスキングするルールが整備されておらず、緊急点検結果でも、マスキングを行っている事務所等は皆無であった。このため、事務所長はもちろんのこと、事務所の入契委員会の構成員は誰もが指名業者選定案の業者名を把握することができる状態であった。

また、発注者綱紀保持マニュアルでは、入札参加業者名や発注見通し等の入札関連情報の情報管理のルールが定められているが、当面、工事契約に関する発注事務に限り適用するとされており、業務契約はその対象とされていなかったことから、業務契約についても不正が行われにくい入札関連情報の情報管理のルールを定めておくことが重要であると考えられる。

4-4 不正を未然に防げなかった職場環境

4-4-1 通報制度の改善が必要

通報制度は不正防止の一助となる仕組みとして整備されたものであるが、本事案では職員Aから通報されることはなく、期待された機能は発揮されなかった。

緊急点検結果によれば、ほぼ全ての職員が通報義務及び通報窓口を承知していたものの、職員からは「誤報を懸念し通報を躊躇してしまうかもしれない」、「匿名が守られるかなど、内部通報者の保護に対して不安がある」等の声が聞かれた。このように運用面での課題があると考えられることから、有効に活用されるという観点から改善を図る必要がある。特に、本事案のように事業者等から不当な働きかけを受けた場合、迅速な通報こそが不正を防ぐ決め手となり得ることから、職員に対する通報義務の周知徹底と併せて、活用しやすい制度とすることが求められる。

また、仮に不当な働きかけかどうかの判断がつかず、通報すべきか迷った場合に、すぐに相談できるような職場環境があれば、端緒段階で不正の芽を摘み取ることができると考えられることから、組織的な対応が望まれる。

4-4-2 コンプライアンス意識の更なる向上が必要

現在、コンプライアンスの各種取組は、毎年度策定しているコンプライアンス推進計画に基づき計画的に実施されており、緊急点検でも職員は積年の取組によりコンプライアンスに係る知識を身に付けてきていることが窺える。しかし、本事案で明らかになったように知識があっても違反行為を起こすリスクや不正行為に巻き込まれるリスクは常に誰にでもあるといえる。今後のコンプライアンスの取組については、知識と行動が一致しないこともあり得ることを認識した上で、職員自身がリスクに直面したときに即座に適切な行動が取れるよう、より実践的な内容になるよう工夫しながら進める必要がある。緊急点検の結果でも、職員から「職員に対し不正事案の内容を詳しく周知することで抑止効果が高まるのではないか」、「イントラネットに掲示されている職員周知用の資料が使いづらいので工夫してほしい」など前向きな意見が出されており、これら職員のニーズに合致するような取組を展開していくことが、より実効性を高めることにつながると考えられる。

4-4-3 コンプライアンスの取組状況のフォローアップが不足

現在のコンプライアンスの取組は、毎年度策定しているコンプライアンス推進計画に基づき実施されているところであるが、緊急点検の結果、コンプライアンス推進計画の内容に関する情報の提供に重きが置かれ、課所長から職員に対し、効果的に周知がなされているのか、きめ細かな指導がなされているのかなどの、取組状況の把握が不十分である。

また、本事案の再発防止策についても、コンプライアンス推進計画の取組として位置付け、そのフォローアップも必要である。

第5章 再発防止策

これまで得られた事実経過や職員からの意見等を基に第4章で整理した不正事案発生の要因を十分に踏まえ、このような不正事案が繰り返されることは決して許してはならないとの認識の下、再発防止策を講ずることとする。

本事案は、事務所長の立場を利用した不正行為から生じたものであり、事務所長等という立場は不正に陥るリスクと常に接していることから、より高いコンプライアンス意識が求められる。そして、事業者等側についてもコンプライアンス体制の確立が必要である。また、本事案では入札手続についても、点検により充実強化すべき点が明らかになったことから、速やかに対応する必要がある。さらに、本事案の発生を結果として未然に止めることができなかったことを省みて、不正の芽を見逃さない職場環境を整備することが、極めて重要かつ不可欠である。

上記のような視点に立ち、今回の不正事案の再発防止策を以下のとおり整理した。

5-1 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化

5-1-1 事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化

(1) 事務所等に対する監査の強化【拡充】

北海道開発局の所掌する事務の適正な運営、綱紀の保持、不正行為の防止に資することを目的とした北海道開発局監査規則に基づく本局の一般監査については、これまで事務所等を対象として5年に1回程度の頻度で実施してきたが、今後は、これを3年に1回程度の頻度で実施することし、監査を強化する。

(2) 事務所長等に対する面談【新規】

本事案では、事業者等との接触機会も多い事務所長が外部の者からの不当な働きかけに応じ、厳格に管理すべき発注事務に関する秘密の情報を教示してしまったことが明らかになったため、事務所長等が発注事務に係る関係法令、規程等に定める各種のルールを適正に認識・遵守しているか確認する必要がある。

このため、毎年度、事務所長等に対して、所属の開発建設部長が、事務所等のマネジメント、発注者綱紀保持、国家公務員倫理等の認識や取組状況などをテーマとした面談を新たに実施する。

(3) 事務所長等に対するリスク点検の実施【新規】

本事案では、職員Aが、入札契約に係る秘密情報を事業者へ漏えいしたという事実が明らかになった。事務所長等は、事業者等との接触の機会も多

く、適切な対応が求められることから、事業者等との対応についても十分に徹底する必要がある。

このため、北海道開発局の全課所で実施しているリスク点検について、今後は、新たに事務所長等を対象として、事業者等との対応時に潜むリスクをまとめたリスク対応表を作成し、リスクマネジメントに取り組む。年間を通じて実施する事務所長等のリスク対応の状況については、定期的にコンプライアンス推進本部へ報告する。

(4) 事務所長等によるコンプライアンス宣言【新規】

より高い倫理意識を持つべき事務所長による不正事案であることを踏まえ、事務所長等は、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範する立場であることを認識し、常に高いコンプライアンス意識を持って職務に当たる必要がある。

このため、現在は、局長及び開発建設部長が年度当初及び就任時に実施している「コンプライアンス宣言」について、事務所長等も実施することとする。事務所長等は、所属職員に対し、当該宣言の実施を周知するとともに、宣言文を、事務所等の玄関や応接カウンターなど職員及び来庁者の目に付く場所に掲示することにより、その姿勢を内外に明らかにする。

5-1-2 事務所長等向けの研修等の見直し

(1) 事務所長等向けのコンプライアンス研修の新設【新規】

本事案で明らかになったとおり、職員Aは公私にわたり高いコンプライアンス意識が求められる事務所長という要職にありながら、コンプライアンスへの意識の低さが窺われた。

このため、事務所等における業務運営推進の最高責任者として、コンプライアンスに係る高い見識を醸成するため、事務所長等を対象としたコンプライアンスに係る研修を新設し、全ての事務所長等が年1回必ず受講することとする。

5-1-3 事務所長等との相談体制の確保

(1) 開発建設部幹部と事務所長等とのコミュニケーションの充実【拡充】

これまで開発建設部幹部は、課所長会議や人事面談等の機会を活用し、事務所長等とのコミュニケーションを図ってきたところであるが、緊急点検において、開発建設部幹部と事務所長等が情報を共有し、意思統一を図って業務を遂行する必要性や、日頃からのコミュニケーションの必要性や重要性を指摘する声があがっていた。

このため、開発建設部幹部と事務所長等及び事務所課長等との間で、定期的なコミュニケーションの確保に取り組むこととする。実施に当たっては、

双方向のコミュニケーションとすること、定期的かつ継続的に行うこと、機会確保の観点からWeb等を活用することなど、開発建設部幹部が創意工夫を図り、実効性が上がるものとなるよう留意する。

5-2 管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化

5-2-1 国家公務員倫理規程禁止行為への対策強化

(1) 事業者等との飲食の届出【新規】

職員Aは、士別道路事務所在職以前に社長Bと飲食を共にし、その飲食代金を社長Bに負担させていたという事実が明らかになった。その当時、職員Aは網走開発建設部道路計画課長という管理職員の立場にあり、管理職員については、事業者等との接触の機会も多く、より高い倫理意識が求められることから、事業者等との勤務時間外の飲食ルールについても十分に徹底する必要がある。

倫理規程では、利害関係者と飲食を共にする場合、自己の飲食に要する費用を自己が負担する場合であっても、その費用が1万円を超える場合は事前の届出義務があるが、今後は、管理職員等が事業者等と飲食を共にする場合には、飲食に要する費用にかかわらず、事後に事業者等の所属（会社名等）、氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出る制度を新たに導入する。

(2) 事業者等からの物品等贈与に係る厳格な対応【拡充】

職員Aは、士別道路事務所在職以前に社長Bから中元歳暮の贈与を受けていたという事実が明らかになった。その当時、職員Aは網走開発建設部道路計画課長という管理職員の立場にあり、管理職員については、事業者等との接触の機会も多く、より高い倫理意識が求められることから、事業者等からの物品等贈与に係るルールについても十分に徹底する必要がある。

このため、これまでも国家公務員倫理法に基づく四半期ごとの贈与等報告に加えて、北海道開発局独自のルールとして事業者等への物品等返戻状況を全職員が報告することとしているが、今後は、管理職員等については、都度物品等返戻状況を報告するよう変更するとともに、物品等を贈った事業者等に対しては、組織的に対応できるよう、文書で注意喚起する仕組みを新たに導入する。

5-2-2 事業者等との応接ルールの厳守

(1) 幹部職員等訪問のアポイントメント受付窓口を総務担当等に一元化

【拡充】

事業者等が本局及び開発建設部の幹部職員並びに事務所長等（以下「幹部職員等」という。）を訪問する際、アポイントメントを受け付ける窓口はこ

れまで統一されていなかったが、組織として応接状況を把握できるようにするため、その受付窓口を総務担当等に一元化する。

(2) 幹部職員等訪問時における総務担当等窓口経由の徹底【拡充】

事業者等が幹部職員等訪問の際、直接の入室や窓口を経由するなどの方法はこれまで統一されていなかったが、幹部職員等の執務室への自由な出入りを制限するため、総務担当等窓口を経由した上で応接することを原則とする。

また、応接ルールについて改めて職員への周知徹底を図るとともに、来庁者の理解を得られるように、上記応接ルールの趣旨を見えやすい場所に掲示する。

5-2-3 関係業界団体に対する要請

(1) 関係業界団体に対する協力要請【拡充】

本事案では、事業者である社長Bは繰り返し職員Aへ働きかけ、自らが求める入札に係る秘密情報を聞き出していた。また、職員Aは、事業者である社長Bからの飲食に係る接待や物品等の贈与を複数回受けており、事業者との不適切な関係や対応があったことが明らかとなっている。

今後、再発防止策の本格的な実施に当たっては、事業者が法令やコンプライアンス遵守の意識を高めるなど関係業界団体による協力が不可欠であることから、当該団体に対して、応接ルール、倫理規程における禁止行為等の再周知を行うとともに、ルールに反する働きかけ等が行われないようコンプライアンス体制の確立等についても協力要請を行う。また、対面での協力要請先の対象を拡大するとともに、協力要請の際に用いる資料の充実を図り、関係業界団体の協力が得られるように最大限努力する。

5-3 入札手続における運用面の見直し

5-3-1 客観性・透明性の確保

(1) 通常指名競争入札の具体的な基準・運用の整備【新規】

通常指名競争入札は、他の入札方式と比べて受発注者の負担軽減が図られることや受注の偏りが緩和される等の利点がある。このため、会計法令等を踏まえつつ、引き続き通常指名競争入札の活用を図るとともに、多様な入札契約方式の活用も合わせて実施していく。

通常指名競争入札の入札手続においては、指名業者選定に当たっての判断項目は定められていたが、判断項目に対する評価の優先順位などの定めがなかったため、客観性・透明性を確保する観点から、具体的な指名業者の指名審査基準を策定し、公表する。

(2) 指名業者選定案作成者の統一【新規】

通常指名競争入札の入札手続において、指名業者選定案の作成者が、開発建設部や事業部門によって異なり、運用が統一されていないことが明らかになったことから、指名業者選定案の作成者を開発建設部本部に統一する。

5-3-2 入札・契約手続運営委員会の体制確保の徹底

(1) 入札・契約手続運営委員会の体制確保の徹底【拡充】

事務所における入契委員会の体制については、事務所組織の縮小の影響もあり、現行の入契委員会運営要領のとおり所定の構成員を配置できていない事務所が多数存在していたことが明らかになったことから、入札の客観性・透明性を高める観点から、現状の事務所の組織体制に即した要領に見直すこととし、事務所の職員だけでは構成員を充足できない場合には、開発建設部本部の職員を委員に加えることとする。

5-3-3 情報管理の徹底

(1) 指名業者選定案に係るマスキングの実施【拡充】

通常指名競争入札に係る入札手続において、指名業者選定案の業者名をマスキングするルールが整備されていなかったことから、マスキングされていない資料を用いて入契委員会で指名業者を決定していたため、入札参加者名の漏えい防止等の観点から、業者名及び業者名が類推される箇所をマスキングするルールを整備し、情報管理の徹底を図る。

(2) 業務に係る入札関連情報の管理徹底【新規】

発注者綱紀保持マニュアルに定める入札関連情報の管理方法については、これまで工事契約に関する発注事務に限って、情報の種類ごとに管理責任者及び情報を業務上取り扱う者を明確化し、発注事務に関する情報の管理状況を毎年度点検すること等をルール化してきたが、この情報管理の対象に業務契約も追加することとする。

(3) 情報漏えいに対するリスク点検【拡充】

北海道開発局の全課所で実施しているリスク点検について、入札契約に携わる職員を対象としたリスク対応表に、外部の者への情報提供等による情報漏えいに関するリスク項目がなかったことから、入札契約に関連する資料の取扱い時に潜む情報の不適切な管理による情報漏えいに対するリスク項目を追加し、情報管理の更なる徹底を図る。

5-4 不正の芽を見逃さない職場環境づくり

5-4-1 端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の強化

(1) 不当な働きかけに対する第三者窓口の新設【新規】

緊急点検の結果、内部通報者の保護に対して不安の声をあげる職員もいたことから、職員が不当な働きかけを受けた場合の通報について、これまでの発注者綱紀保持担当者（本局は監察官等、開発建設部は総務担当次長等）への通報窓口に加えて、第三者である弁護士への通報窓口を新設する。

(2) 職員が活用しやすい通報窓口の確保【拡充】

職員が不当な働きかけを受けた場合の通報について、職員は、これまで所属長及び発注者綱紀保持担当者の両者に通報する必要があったが、今後は、通報窓口を発注者綱紀保持担当者へ一本化する。また、通報者が職場で不利益な扱いを受けることを懸念するという職員からの意見があったことから、公益通報者保護法の趣旨を踏まえ、職員が通報することに躊躇しないよう、通報者の保護及び匿名性の担保について改めて周知する。この際、不当な働きかけを受けた場合の通報は、職員に課せられた義務であることも改めて周知徹底する。

事務所に勤務する職員が発注者綱紀保持規程に抵触すると思料される事実にあつた場合や、不当な働きかけを受けた場合には、これまで事務所の発注者綱紀保持担当者として副所長等を置いていたが、今後は本局又は開発建設部本部の発注者綱紀保持担当者に直接通報するよう変更する。

(3) 端緒段階での相談体制の強化【拡充】

事業者等と飲食を共にした時に、自らの飲食代金を支払うことができず結果的に事業者等に負担させた状況や、事業者等から金品が一方向的に贈られてきた状況など、端緒段階の対応を誤れば事業者等との不適切な関係が築かれ、違法行為に巻き込まれる可能性がある。このような端緒段階で、対処方法などに関する職員からの相談に適切に対応し指導することが、事業者等からの不当な働きかけを招きにくくすることにつながると思われる。

現在も倫理規程に関する職員の疑問等には、所属長を経由して本局は監察官、開発建設部は総務課長等が窓口として対応する仕組みがあるが、今後は、これらに加え既存のイントラネットの通報専用フォームを利用するなど、所属長を経由せずとも直接相談し、迅速に対応できる仕組みを整備する。

(4) 開発建設部幹部と事務所長等とのコミュニケーションの充実【拡充】 (再掲)

これまで開発建設部幹部は、課所長会議や人事面談等の機会を活用し、事務所長等とのコミュニケーションを図ってきたところであるが、緊急点検において、開発建設部幹部と事務所長等が情報を共有し、意思統一を図って業務を遂行する必要性や、日頃からのコミュニケーションの必要性や重要性を指摘する声があがっていた。

このため、開発建設部幹部と事務所長等及び事務所課長等との間で、定期的なコミュニケーションの確保に取り組むこととする。実施に当たっては、双方向のコミュニケーションとすること、定期的かつ継続的に行うこと、機会確保の観点からWeb等を活用することなど、開発建設部幹部が創意工夫を図り、実効性が上がるものとなるよう留意する。

5-4-2 コンプライアンス意識の徹底に向けた取組

(1) コンプライアンス推進計画の改定【拡充】

北海道開発局においては、毎年度策定しているコンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンスの各種取組を実施してきたところであるが、本事案を踏まえ、これまでの取組を見直すとともに、ここまで本章において詳述してきた、本事案に対する再発防止策をコンプライアンス推進計画における取組として位置付け、組織一丸となって重点的に推進する。

(2) 規程の内容や非違行為事例の職員周知【拡充】

これまでも倫理規程や発注者綱紀保持規程の内容を職員に周知するとともに、過去に発生した非違行為事例の概要や再発防止策などを例示し、職員間の共通認識を深めるよう取り組んできた。より実効性のあるものとするため、倫理規程や発注者綱紀保持規程の内容を職員に改めて周知徹底を図るとともに、非違行為事例の具体的な内容や、非違行為に伴う社会的影響の大きさ、厳しい懲戒処分の内容など、抑止効果が高まるよう、周知の内容を見直し、研修等を通じて職員に周知する。

(3) コンプライアンス研修の充実【拡充】

現在、一部の研修において個別に行われているサービス・倫理・発注者綱紀保持等に関する教科目について、コンプライアンスをテーマとした教科目に一元化するとともに、非違行為事例を活用するなどその内容の充実を図り、受講する職員のコンプライアンス意識の浸透を図る。

5-4-3 コンプライアンス推進計画に基づく取組のフォローアップ

(1) コンプライアンス推進計画に基づく取組のフォローアップ【拡充】

本事案の再発防止策を盛り込んだコンプライアンス推進計画を着実に実施するため、本局及び各開発建設部のコンプライアンス推進本部において、計画的かつ着実に取組を進めるとともに、定期的に進捗状況の確認や見直し等のフォローアップを実施する。また、コンプライアンス推進計画に基づく取組について、課所長から職員に対し、効果的な周知がなされているのか、きめ細かな指導がなされているのかなどの取組状況について、フォローアップを実施する。

第6章 おわりに

本事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、本検討委員会では、現場の最前線を担い事業者等と日々対応する事務所長という役職・任務に特有の問題はなかったのか、組織として不正を未然に防ぐことは出来なかったのかといった視点を含め、公判等で明らかになった事実経過、これまでのコンプライアンスの取組や入札契約手続に関する緊急点検の結果等を考察し、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ・事務所長等へのコンプライアンス意識醸成の強化
- ・管理職員等と事業者等との接触に関するルールの強化
- ・入札手続における運用面の見直し
- ・不正の芽を見逃さない職場環境づくり

という四つの柱から構成される再発防止策をとりまとめた。

これらの再発防止策を強い決意を持って実行し、コンプライアンスの保持を徹底していくことが、北海道開発局には求められる。

今回の不正事案を教訓に、職員一人一人が高い倫理意識を持ち、公平公正に職務にあたるとともに、組織全体でより高いレベルでコンプライアンスを実践し続け、経験を積み重ね、国民の負託に応えていくことが、国民の信頼を回復する唯一の道である。

北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会
委員名簿

有識者委員（五十音順、敬称略）

阿座上 洋吉	地域経済研究所理事長
○高野 伸栄	北海道大学工学研究院教授
◎向田 直範	学園法律事務所弁護士

行政委員

森戸 義貴	国土交通省大臣官房技術調査課長
金森 敬	国土交通省北海道局予算課長

※◎：委員長 ○：委員長代理

北海道開発局発注業務に係る不正事案再発防止対策検討委員会 開催経過

第1回

日時 令和3年8月6日（金）14：00～15：30

場所 北海道開発局 特別会議室

議事

- （1）事案の概要説明について
- （2）コンプライアンスのこれまでの取組について
- （3）当該発注業務に係る入札・契約状況等について

第2回

日時 令和3年8月31日（火）15：30～17：00

【Web開催】

議事

- （1）現在の状況について
- （2）「再発防止策の策定までの取組」について（案）

第3回

日時 令和3年10月29日（金）10：00～12：00

場所 北海道開発局 特別会議室

議事

- （1）「再発防止策の策定までの取組」の実施状況について
- （2）不正事案発生の概要と再発防止策について

第4回

日時 令和3年11月5日（金）10：00～11：30

場所 北海道開発局 特別会議室

議事

- 「北海道開発局発注業務に係る不正事案に関する報告書」（案）について